

石川県公立大学法人奨学寄付金取扱規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程法第44号

(趣旨)

第1条 石川県公立大学法人（以下「法人」という。）における奨学寄付金の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規程において奨学寄附金とは、法人が設置する大学（以下「大学」という。）における教育研究の奨励を目的として、学長が次に掲げる経費に充てるため受入れを決定したものをいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) その他教育研究の奨励に必要な経費

(受入制限)

第3条 次に掲げる条件が付されている寄附金は、奨学寄附金としてこれを受入れないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権及びその他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全額又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他特に教育研究上支障があると認められる条件が付されていること。

(寄附の申込み)

第4条 奨学寄附金の申込みをしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、奨学寄附金の申込みをしようとする大学の学長（以下「学長」という。）に、奨学寄附金申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(寄附金受入れの決定及び受諾の通知)

第5条 学長は、前条の申込みが適当と認めるときは受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の決定をしたときは、寄附申込者に奨学寄附金受入受諾書（様式第2号）により通知するものとする。

(使途計画書等の提出)

第6条 学長は、第4条の申込書の提出があったときは、当該学術研究等を担当する教員から次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 奨学寄附金使途計画書（様式第3号（奨学寄附金を第2条第1号に規定する経費

に充てる場合に限る。))

(2) その他学長が特に必要と認める書類

(使途の決定)

第7条 使途の定めのない寄附金については、当該大学の教授会の議を経て、使途を決定するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学寄付金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

奨学寄附金申込書

年 月 日

大学長 殿

寄附者 住 所
氏 名
(法人にあつては、法人名及び代表者氏名)

石川県公立大学法人奨学寄附金取扱規程に基づき、下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納付時期 年 月頃
- 3 特に奨励を希望する教育研究題目及び担当教員の所属・氏名
- 4 その他

奨学寄附金受入受諾書

寄附者

殿

大学長

年 月 日付けで申込みいただきました
きましては、下記のとおり受諾いたします。

大学に対する奨学寄附金につ

記

- 1 寄附の目的及び内容
- 2 寄附金額 金 円
- 3 その他

奨学寄附金使途計画書

年 月 日

担当教員の所属・氏名

所 属

氏 名

印

1 研究課題

2 研究方法及び内容

3 寄附金使途計画

経費区分	金 額	摘 要（積算方法等）
	円	

4 その他